

丹波市電気自動車用普通充電設備導入事業 - 公募型プロポーザル仕様書 -

1 事業の名称

丹波市電気自動車用普通充電設備導入事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

丹波市（以下「本市」という。）では、2050年までに市域から排出される二酸化炭素を実質ゼロ（ゼロカーボン）とすることを目指すため、令和4年12月27日に、「丹波市ゼロカーボンシティ宣言」を丹波市長と丹波市議会議長の連名で表明した。

充電インフラ整備により、電気自動車（以下「EV」という。）をはじめとする次世代自動車の普及を図り、丹波市ゼロカーボンシティの実現を進めることを目的とする。

3 事業の概要

本事業は、EVが利用可能な普通充電設備（配線等の附帯設備を含む。以下「EV充電設備」という。）の整備について、本市が所有する施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたっては、EV充電設備の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備・運用、事業終了後の撤去費用等の必要な経費のすべては、事業者が負担するものとする。

- (1) 本市は、EV充電設備の設置に必要な用地について、丹波市財務規則（平成16年11月1日規則第41号）第124条の規定に基づき使用を許可するものとする。なお、EV充電設備を設置する用地については丹波市行政財産の使用料徴収条例（平成16年11月1日条例第55号）第6条第4号に基づきその使用料を免除するものとする。
- (2) 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備の規模を提案するものとする。
- (3) 本事業の実施に伴い、国の補助事業を活用する場合は、事業者が申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。
- (4) 事業者は、日本国内に本社を有するものとする。
- (5) 事業者は、利用者から利用料を徴収する。利用料金については、本市と事業者の協議の上決定するものとする。
- (6) 事業者は、EV充電設備の維持・利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、本市がEV充電設備の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を本市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

4 EV充電設備を設置する施設（予定）

設置を予定している施設は、【別表1】のとおりとする。実際に設置する施設は本市と事業者との協議により決定するものとする。

5 本事業の実施期間

(1) 利用開始時期

EV 充電設備は令和 8 年 3 月 31 日までに利用開始するものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

具体的な時期は本市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、EV 充電設備の利用を開始した日から起算して 5 年以上の年数とし、事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により本事業において設置したすべての施設を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

6 本事業の実施に伴う条件等

(1) EV 充電設備の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス、事故・破損・故障への対応等、EV 充電設備の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。

(2) EV 充電設備の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(3) EV 充電設備の整備にあたっては、事業者は、事前に EV 充電設備の仕様、施工方法等を記した施工計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。

(4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に本市と協議を行うものとする。

(5) 本事業を実施するにあたり、事業者が本市との間に取り交わす契約・協定に定める義務を履行しない場合には、契約・協定を解除する。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復し、3 (1) なお書きに規定する使用料の免除を取り消すものとする。

(6) 事業者は、EV 充電設備の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに本市に連絡したうえで対応し、その結果を本市に報告しなければならない。また、当市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。

(7) 事業者は、本市の施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や EV 充電設備の整備及び管理に関する本市との合意事項（契約書、協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより本市の施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により本市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

(8) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、本市が適切と認めた新たな事業者により権利及び義務を継承させることができる。

- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (10) EV 充電設備の整備にあたっては、別に本市と契約・協定を締結するものとする。
- (11) 事業者は、毎月の充電利用回数、充電電力量を本市に報告するものとする。また、利用料金に変更があった場合についても、本市に報告するものとする。
- (12) EV 充電設備の整備にあたっては、車椅子利用者も含めた幅広い方々が利用しやすいよう、以下のガイドライン等を参考にユニバーサルデザイン・バリアフリーに留意すること。
- ・『道路の移動等円滑化に関するガイドライン』（令和6年1月 国土交通省道路局）
URL: <https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/ki jun/pdf/all.pdf>
 - ・『電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書』（CHAdeMo 協議会）
URL: https://www.chademo.com/wp2016/pdf/japan/TEBIKI_R4.pdf
- (13) 本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。

【別表1】EV 充電設備を設置する施設（予定）

No.	施設名	住 所
1	植野記念美術館	兵庫県丹波市氷上町西中 615 番地 4
2	健康センター ミルネ	兵庫県丹波市氷上町石生 2059 番地 5
3	青垣住民センター	兵庫県丹波市青垣町佐治 114 番地
4	丹波市クリーンセンター (クリーンパーク丹波)	兵庫県丹波市春日町野上野 540 番地
5	春日総合運動公園	兵庫県丹波市春日町下三井庄 735 番地
6	丹波竜の里公園	兵庫県丹波市山南町上滝 1916 番地
7	ライフピアいちじま	兵庫県丹波市市島町上田 814 番地
8	スポーツピアいちじま	兵庫県丹波市市島町中竹田 6121 番地 3

※No.7 のライフピアいちじまについては、施設から電気を引き込むことができない。